

議案第66号

米原市公共下水道使用料条例および米原市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する  
条例について

米原市公共下水道使用料条例および米原市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

公共下水道および農業集落排水処理施設の使用料について、令和4年4月分から使用料の料  
金を改定するため、この案を提出するものである。

米原市公共下水道使用料条例および米原市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する  
条例

(米原市公共下水道使用料条例の一部改正)

第1条 米原市公共下水道使用料条例（平成17年米原市条例第146号）の一部を次のように改正する。

別表一般排水の項中「1,342.00円」を「1,408.00円」に、「148.50円」を「156.20円」に、「159.50円」を「167.20円」に、「170.50円」を「179.30円」に、「181.50円」を「191.40円」に改め、同表特定排水の項中「231.00円」を「243.10円」に改め、同表公衆浴場排水の項中「10,678.80円」を「11,213.40円」に、「79.20円」を「83.60円」に改める。

(米原市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 米原市農業集落排水処理施設条例（平成17年米原市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,342.00円」を「1,408.00円」に、「148.50円」を「156.20円」に、「159.50円」を「167.20円」に、「170.50円」を「179.30円」に、「181.50円」を「191.40円」に、「231.00円」を「243.10円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条による改正後の米原市公共下水道使用料条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料にあつては、令和4年4月分として算定する使用料から適用し、同年3月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

3 第2条による改正後の米原市農業集落排水処理施設条例別表の規定は、施行日前から継続して農業集落排水処理施設を使用している者に係る使用料にあつては、令和4年4月分として算定する使用料から適用し、同年3月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

米原市公共下水道使用料条例新旧対照表 第1条関係 (改正理由)

改正後					現 行					改正理由
別表(第3条関係) 1月当たりの使用料					別表(第3条関係) 1月当たりの使用料					
区分	基本料金		超過料金		区分	基本料金		超過料金		
	汚水量	料金	汚水量	料金(1立方メートルにつき)		汚水量	料金	汚水量	料金(1立方メートルにつき)	
一般排水	10立方メートルまで	1,408.00円	10立方メートルを超え30立方メートルまで	156.20円	一般排水	10立方メートルまで	1,342.00円	10立方メートルを超え30立方メートルまで	148.50円	・ 令和4年4月分から公共下水道使用料の料金を改定することに伴う改正
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	167.20円				30立方メートルを超え50立方メートルまで	159.50円	
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	179.30円				50立方メートルを超え100立方メートルまで	170.50円	
			100立方メートルを超える分	191.40円				100立方メートルを超える分	181.50円	
特定排水			750立方メートルを超える分	243.10円	特定排水			750立方メートルを超える分	231.00円	
公衆浴場排水	300立方メートルまで	11,213.40円	300立方メートルを超える分	83.60円	公衆浴場排水	300立方メートルまで	10,678.80円	300立方メートルを超える分	79.20円	
備考 略					備考 略					

米原市農業集落排水処理施設条例新旧対照表 第2条関係 (改正理由)

改正後					現 行					改正理由
別表(第12条関係) 1月当たりの使用料					別表(第12条関係) 1月当たりの使用料					
区域	基本料金		超過料金		区域	基本料金		超過料金		
	排水量	料金	排水量	料金(1立方メートルにつき)		排水量	料金	排水量	料金(1立方メートルにつき)	
甲津原・曲谷・甲賀・吉槻・上板並・下板並・大久保・小泉(字下井を除く。) 藤川・寺林・上平寺・菅江・清滝・山室・朝日・野一色の一部・夫馬・烏脇・坂口・村居田・井之口の一部・梓河内の区域	10 立方メートル	1,408.00 円	10 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	156.20 円	10 立方メートル	1,342.00 円	10 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	148.50 円		
			30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	167.20 円			30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	159.50 円		
			50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	179.30 円			50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで	170.50 円		
			100 立方メートルを超え 750 立方メートルまで	191.40 円			100 立方メートルを超え 750 立方メートルまで	181.50 円		
			750 立方メートルを超える分	243.10 円			750 立方メートルを超える分	231.00 円		
備考 略					備考 略					・令和4年4月分から農業集落排水処理施設の使用料の料金を改定することに伴う改正